

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 南泉会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄のを塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県肝属郡肝付町前田 923 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 4 年 8 月 12 日

(4) 設立登記年月日 平成 4 年 8 月 24 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	南 曲 尚	高山胃腸科・外科院長
理 事	南 曲 しゅん子	
同	南 曲 謙伍	
同	南 曲 泉	
監 事	南 曲 康多	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	高山胃腸科・外科	鹿児島県肝属郡肝付町前田 923 番地 1	一般病床 16 床 療養病床 3 床 [医療保険 19 床] [介護保険 0 床]

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
認知症対応型共同生活介護	鹿児島県肝属郡肝付町前田 994 番地 5	グループホームありがとう

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）
該当事項無し

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和5年8月13日 令和4年度決算の決定

(5) その他
該当無し

様式 2

法人名 医療法人 南泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県肝属郡肝付町前田923番地1

財 産 目 録

(令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額	301,316 千円
2. 負 債 額	92,519 千円
3. 純 資 産 額	208,797 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	82,417
B 固 定 資 産	218,899
C 資 産 合 計 (A + B)	301,316
D 負 債 合 計	92,519
E 純 資 産 (C - D)	208,797

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 南泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県肝属郡肝付町前田923番地1

貸 借 対 照 表

(令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	82,417	I 流 動 負 債	9,396
II 固 定 資 産	218,899	II 固 定 負 債	83,123
1 有 形 固 定 資 産	149,792	負 債 合 計	92,519
2 無 形 固 定 資 産	238	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	68,868	科 目	金 額
		I 資 本 金	5,000
		II 資 本 剰 余 金	×××
		III 利 益 剰 余 金	203,797
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	×××
		純 資 産 合 計	208,797
資 産 合 計	301,316	負 債 ・ 純 資 産 合 計	301,316

法人名 医療法人 南泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県肝属郡肝付町前田923番地1

損 益 計 算 書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損失	
1 事業収益	193,126
2 事業費用	185,890
本来業務事業利益	7,236
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	76,474
2 事業費用	68,449
附帯業務事業利益	8,025
事業利益	15,261
II 事業外収益	13,679
III 事業外費用	626
経常利益	28,314
IV 特別利益	12,700
V 特別損失	12,700
税引前当期純利益	28,314
法人税等	7,314
当期純利益	21,000

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 南泉会

所在地 鹿児島県肝属郡肝付町前田923番地1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 南泉会
理事長 南曲 尚 殿

私は、医療法人南泉会の令和元年会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月13日

医療法人 南泉会
監事 南曲 康多

